

〔資料〕

## 最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覽

永 田 憲 史

先に紹介した、最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年（二〇〇七年）末までに確定した死刑判決の一覽<sup>(1)</sup>、並びに、最高裁において平成二〇年（二〇〇八年）、平成二一年（二〇〇九年）、平成二二年（二〇一〇年）及び平成二三年（二〇一一年）に確定した死刑判決の補遺として、最高裁において平成二四年（二〇一二年）に確定した死刑判決を紹介することとしたい。いずれも、最高裁判所裁判集刑事（裁判集刑、集刑）三〇七号乃至三〇九号に掲載されたものである。

平成二四年には、最高裁において原審の死刑判決を維持するに当たって、一名の裁判官が刑訴法四一条二号による破棄を相当とする反対意見を述べた事案が見受けられた。<sup>(3)</sup> 死刑が確定した事案において、死刑選択に関して反対意見が述べられたのは、三鷹事件上告審判決<sup>(4)</sup>以来のことである。

また、第一審で死刑が言渡されたものの、控訴審で無期懲役が言渡された事件に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して行なった上告二件について最高裁が棄却している。<sup>(5)</sup>

さらに、第一審で無期懲役が言渡され、控訴審でも無期懲役が維持された事件に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反

最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覽

七五（二五〇）

を主張して行なった上告二件についても最高裁が棄却している。<sup>(6)</sup>

なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著をご覧いただきたい。<sup>(7)</sup>

### 一、紹介方法及び凡例

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覧と同様とした。すなわち、被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分けて紹介する。また、被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示される量刑事情について紹介することとした。

### 《凡例》

【被殺者数—同一被殺者数・同一類型中の判決順】

\* 判決順の番号は、最高裁において確定した事件については永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とする。

J.. 犯行当時少年

Li.. 無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

### 二、被殺者二名以上の事案

【3-24】 最判平二四年七月二二日裁判集刑三〇八号一二九頁

妻の姉が妻への借金依頼を重ね、妻が借金してまで同女に金銭を貸していたことで自らが借金返済に苦勞したことなどを恨む

などして、同女を包丁で多数回刺突して失血死させ殺害。騒がれて近所に気付かれないよう同女の孫二名を同様に殺害。三名を死体遺棄。同女の殺害については、包丁の柄に滑り止め加工、返り血が付かないよう雨合羽、死体搬出時にブルーシートなどを用意する周到かつ綿密な計画性。同女の孫の殺害については、偶発的な面。前科なし。知能程度境界域。同女の遺族に賠償金支払、謝罪。同女の父は寛大な処罰を求める。

【3-25】 最判平二四年一〇月二三日裁判集刑三〇八号三六七頁

暴力団組長である被告人が保険金詐欺事件に関する口封じ目的で同事件の関与者を拳銃で射殺。組に出入りしていた者から警察に逮捕されるよう計画したなどと疑われたことに憤慨し、拳銃で射殺して死体遺棄。対立組織に参加する組長が舎弟とならなかったことから拳銃で射殺して死体遺棄。他に銃刀法違反。いずれも共犯、暴力団の組織力を活用、一件目と三件目では首謀者、二件目は実行行為。二件目の被害者に落ち度、遺族から宥恕する旨の上申書。

### 三、被殺者二名の事案

(c) その他の利欲目的

【2c-45】 最判平二四年一月一六日裁判集刑三〇七号一頁

窃盗の目的で侵入した被害者宅が女性の二人暮らしであることを知って、強盗強姦の目的で同宅に再度侵入し、帰宅した女性とその次女を播粉木で強打し絞頸するなどして殺害、金品を強取した後、被害者両名を強姦しようとするも失敗、死体遺棄。目出し帽、軍手、ロープなどを用意し、被害者宅にあった播粉木に滑り止めを施すなど強盗強姦の計画性が高いものの、侵入当初から殺害までは計画せず。パチスロにふけて家賃の支払や借金の返済に窮しての犯行。他に別人宅などへの住居侵入、窃盗など。前科なし。被害感情峻烈。捜査段階及び第一審公判では事実を認めて反省。

最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覧

【2c-46】 最判平二四年三月二日裁判集刑三〇七号六三五頁《第一審無期懲役》

知人宅で知人男性を鈍体で殴打して殺害。帰宅した同人の妻の頸部や手関節を針金で緊縛して殴打し殺害。鈍体や人を緊縛するのにも有効な形状に成形された針金を携行するなどの計画性。他に別の知人宅での窃盗。前科は罰金刑のみ。凶器を投棄するなごとして証拠隠滅。強盗目的を否認、凶器の準備に関し不合理な虚偽供述、後悔や謝罪の言葉を述べるも真摯な反省なし。

【2c-47】 最判平二四年七月二四日裁判集刑三〇八号一五九頁

中国人の女性の留学生からバッグを強奪し、追いつけてきた同女を骨そぎナイフで刺突して失血死させる強盗殺人、取り押さえようとした男性を同ナイフで突き上げて傷害を負わせる強盗殺人未遂。約七年半後に飲食店の入るビルの共同トイレにおいて金品を強奪する目的で男性を刺突し失血死させる強盗殺人。いずれも生活費や遊興費に窮しての犯行。一件目は共犯。いずれも凶器を準備して相手を物色するなど強盗については計画性。二〇歳のときに刃物などの凶器を利用した強盗致傷、強盗、強盗未遂で服役。二件目について強盗目的を隠して警察に出頭、DNA鑑定により一件目の犯人であることが発覚。一時は真面目に稼働。反省、謝罪の意思。

【2c-48】 最判平二四年一〇月一九日裁判集刑三〇八号二六一頁

生活費や遊興費に窮して自己の居住するアパートの大家の夫婦をサバイバルナイフで刺突して殺害、財布や貴金属類を強奪。ナイフや覆面用ストックキングを用意するなどの殺害の計画性。本邦における前科なし。中華人民共和国籍で不法在留。処罰感情峻烈。謝罪の意思表示、反省。

(d) 性的目的

【2d-6J】 最判平二四年二月二〇日判時二一六七号二一八頁 (J2-14) 《一名の裁判官の反対意見あり》《第一審・第一次控訴

審無期懲役》

強姦目的で杜宅に上がり込み、抵抗されたため女性を絞殺、泣き出した乳児を絞殺。被害女性の財布を窃取。殺害の計画性なし。犯行当時一八歳の少年。第一次上告審以降、傷害致死を主張、不合理な弁明、反省不十分。第一審は無期懲役を言い渡し、第一次控訴審も維持した。第一次上告審は、(a) 犯行の罪質が甚だ悪質であること、(b) 結果が極めて重大であること、(c) 犯行の動機及び経緯に酌むべき点がないこと、(d) 強固な犯意の下に冷酷、残虐にして非人間的な所業を行なったこと、(e) 犯行後の情状もよくないこと、(f) 遺族の被害感情が峻烈を極めていること、(g) 慰謝の措置が全く講じられていないこと、(h) 社会に大きな衝撃を与えたことを指摘した。さらに、(i) 殺害の計画性がないことは特に有利に酌むべき事情と評価するには足りないこと、(j) 犯罪的傾向が軽視できないこと、(k) 犯行時一八歳になって間もない少年であったことは死刑を回避すべき決定的な事情とは言えないことなどを挙げて、刑法四一一条二号により破棄差戻とした。【Z-5】最判平一八年六月二〇日判時一九四一号三八頁。第二次控訴審は、「当審公判で、虚偽の弁解を弄し、偽りとみざるを得ない反省の弁を口にしたことにより、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情を見出す術もなくなったというべきである」と判示して死刑を言渡した。第二次上告審は判決を維持した。

(e) 愛憎ほか

【Z-14】最判平二四年二月二日裁判集刑三〇九号七七頁

雇っていた人夫二名が飲酒して当て逃げ事故を起こしたため制裁を加えたところ、反抗的な態度を示したため、怒りを募らせて監禁した上でロープ又は両手で絞頸して窒息死させ殺害。共犯、主導性。雇っていた人夫を木刀で死に至らしめた傷害致死。偶発的犯行。他に逮捕監禁、横領。罰金刑以外の前科なし。逮捕監禁及び横領については反省。

【Z-15】最判平二四年二月一四日裁判集刑三〇九号二〇五頁《第一審無期懲役》

最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覧

思い通りにならない相手方の態度に激怒するなどして、フィリピン人女性を絞頸して窒息死させて殺害。約九年後、家賃の支払い等を巡って同居していたフィリピン人女性を両手で絞頸して窒息死させて殺害、カッターナイフなどを用いて死体を切断するなどして損壊して遺棄。一件目の経験を利用して二件目の犯行を敢行。峻烈な処罰感情。捜査段階で詳細な自白、その後に変更するも第一審の最終段階では自白と同旨の供述。一件目の死体損壊及び遺棄については懲役三年六月の裁判が確定。第一審は、一件目の殺害については懲役一四年に処し、二件目の殺害などについて、(1) 被害者にも被告人の気持ちを利用していたと受け止められかねない面があり、態度などに思いやりにかけて面があつて犯行を誘発するきっかけとなつたことから見ず知らずの第三者に対する犯行と比べれば量刑上一定の考慮ができること、(2) 他の死刑確定事案に比べて、殺害の手段方法が残酷と評価することができないこと、(3) 死体損壊及び遺棄について殺害が残酷な事案と同等の評価まではできないこと、(4) 一件目と二件目の殺害には相違点があつて無視できないこと、(5) 殺人などによる服役前科がある事案とは同視できないこと、(6) 被告人に矯正の可能性がないとまで言い切ることができないことなどを指摘して無期懲役とした。控訴審は、二件目の殺害などについて、(a) 被害者との関係は被告人にとつて割に合うと思つていたのであつて、被害者が被告人を一方的に利用していたわけではないこと、(b) 死体損壊及び遺棄は凄惨かつ非人間的な所業であること、(c) 被害者は二二歳と若く、二歳の子どもがいたこと、(d) 慰謝の措置が採られていないこと、(e) 被害者遺族に峻烈な被害感情があること、(f) 殺害及び死体損壊などが客観的にも主観的にも一連一体の行為であると評価でき、死体損壊及び遺棄の残酷性を含めた一連の犯行の悪質性が十分に考慮されるべきであること、(g) 一件目と二件目の事件には類似性があり、著しい反社会性や犯罪性向に無視し難いものがあつて、一件目から二件目に至つて凶悪な犯罪性向がより深まつていると言へることなどを挙げ、死刑とした。

#### 四、被殺者一名の事案

なし。

- (1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧（裁判集刑二九二号まで）」関西大学法学論集五九卷一号（二〇〇九）一〇九頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、同「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷二号（二〇〇九）一四四頁以下。
- (2) 拙稿「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷六号（二〇〇九）一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二一年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六〇卷六号（二〇一一）五九頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧（付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧）」関西大学法学論集六一卷六号（二〇一二）一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧（付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧）」関西大学法学論集六一卷六号（二〇一二）一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧（付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧）」関西大学法学論集六一卷六号（二〇一二）一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧（付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧）」関西大学法学論集六一卷六号（二〇一二）一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』（関西大学出版部、二〇一〇）二〇三頁以下。
- (3) 【2d.6J】最判平二四年二月二〇日判時二一六七号一一八頁（J2.14）。
- (4) 最大判昭三〇年六月二二日刑集九卷八号一一八九頁。
- (5) 最決平二四年一月一六日裁判集刑三〇七号八一頁、最決平二四年七月一日裁判集刑三〇八号九一頁。
- (6) 最決平二四年二月三日裁判集刑三〇九号一頁（反対意見あり）、最決平二四年二月一七日裁判集刑三〇九号二二三頁。
- (7) 拙著・前掲注（2）。

\* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。